

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 還付金請求上告受理事件
国側当事者・国 (大森税務署長)

令和3年6月1日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年11月4日判決、本資料270号-116・順号13476)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年3月10日判決、本資料270号-31・順号13391)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	武田 隼弘
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	川野 英彦

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年6月1日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宮崎 裕子

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政